

交渉情報	NO.64	ゆうちょ銀行信越エリア本部
JP労組信越地方本部	2020年3月11日	添付資料:2枚

2020年度三六協定締結（ゆうちょ銀行）について

ゆうちょ銀行信越エリア本部は、本日（3月11日）「2020年度三六協定締結」について地方本部に説明してきました。

地本は、本来であれば3月上旬に目安時間等を整理するはずが、なぜこの時期になったのかに対し、会社は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応をはじめ、各種業務の輻輳とエリア本部内での調整不足により、信越地本への説明が遅れたとしています。地本は、現場に負担をかけることが2度と起こさないように緊張感を持って対応することを強く申し入れました。

その後、地本・信越エリア本部間で以下の内容に意見交換を行いました。

地本は、ワークライフ・バランスの推進や健康増進等を考慮し、可能な限り時間外労働を縮減させなければならないものであり、業務改善等に方策について求めたことに対し、信越エリア本部は、月ごとの業務にアンバラがあり、一概に時間数を削減することは出来ないが、締結時間数を単月45時間（7・8・11・1・2月を40時間）で締結した場合でも、社員の毎月の時間外労働を30時間以内とすることを意識し、30時間超となった社員は、業務の平準化等を行い時間外労働の偏りを是正することを、管理者に対して指導するとしています。また、2019年度から引き続き、リフレッシュデーの徹底と業務の効率化に取り組み、働きやすい職場環境づくりに向け、支部（職場）段階で必要な意思疎通を行うとの回答を得られてことから、2019年度と同様の目安時間で整理をはかりました。

万が一運用ルールを逸脱した場合は支部でも対応するとともに、地本へも連絡願います。

詳細は添付資料を確認願います。

【労使対応】 支部交渉

支部交渉については、支部書記長に事前連絡を行い対応していただいています。スケジュールは以下の通りとしますので、限られて時間の中ですが、支部労使間で対応をはかるよう要請します。

支部窓口交渉および三六協定締結…3月12日（木）～19日（木）